

福 祉

ガ イ ド

ご存知ですか？

**児童扶養手当・
特別児童扶養手当**



▶ **児童扶養手当** ◀

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

受給資格者

手当を受けることができる方は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または、代わりにその児童を養育している方です。児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生日まで手当が受けられます。また、外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。

- ①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度（国民年金の障害等級一級程度）の障害にある児童

- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の子
- ⑧捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童

上記に該当する場合でも日本国内に住所がないとき、公的年金を受給しているとき、所得が一定額以上あるとき等、支給されない場合がありますので、お問い合わせください。

手当を受けるための手続き

保健福祉課で下記の書類を添えて請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は、在留資格の明記された登録済証明書）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ③その他必要書類

※印鑑を必ず持参してください。

手当の基準額

	全額支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	42,370円	28,350円
児童が2人のとき	47,370円	33,350円
児童が3人のとき	1人につき 3,000円加算	1人につき 3,000円加算

▶ **特別児童扶養手当** ◀

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与する事を目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。

受給資格者

手当を受けることができる方は、身体や精神に重度の障害のある児童（20歳未満）を監護している父若しくは母、または代わりにその児童を養育している方（養育者）です。

また、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき一定額以上の所得があるとき等、手当が支給されませんので詳しくはお問い合わせください。

手当を受けるための手続き

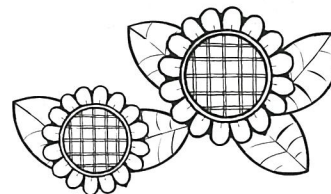
保健福祉課へ下記の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③障害認定診断書（用紙は保健福祉課福祉係にあります）
- ④その他必要な書類

※印鑑を必ず持参してください。

児童1人あたりの月額

1級（重度障害児）	2級（中程度障害児）
51,550円	34,330円



お忘れなく！ 現況届の提出

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、必ず現況届けを提出してください。現況届けを提出しないと、手当がうけられなくなることがあります。

提出期間 8月13日(月)から24日(金)まで

問合せ 保健福祉課福祉係 ☎@1211 内線1732